

2015年4月3日

北海道知事 様

提出者

住 所 東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

氏 名 三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第25条第1項（附則第4項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	三井アウトレットパーク札幌北広島		
所在地	北広島市大曲幸町3-7-6、他		
敷地面積	約	52,000	m ²
店舗面積の合計	約	28,100	m ²
延べ床面積	約	64,000	m ²
主要（出店予定）小売店舗	Franc franc BAZAR 他		
その他の（出店予定）小売店舗			
小売店舗以外の施設の種類の種類	飲食店		
集客予定区域(市町村)	北広島市、札幌市、小樽市、恵庭市、江別市、岩見沢市、南幌町、長沼町、千歳市、苫小牧市、他		

2 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入	<ul style="list-style-type: none"> ・北広島商工会 ・大曲商業・事業者振興 ・北海道観光振興機構 ・札幌観光協会 	通年 通年 通年 通年	継続加入 継続加入 継続加入 継続加入 活動費用の協賛、交礼会や意見交換会の参加など
中心市街地活性化取組への協力	各種取組み	適時	

地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加、協力	各種取り組み	適時	夏祭りなどの地域イベント参加や協賛など
地域住民との協議の場の設置	必要に応じ地域住民の皆様との間で協議の場の設置を検討いたします	適時	開業時の近隣住民説明会の開催の他、ご意見があれば適時対応を検討いたします
地域貢献担当窓口の設置	下記「担当窓口」の設置	通年	
地域企業や道内企業との取引促進	食材や資材など各テナントへ取引促進を呼びかけ	通年	特に、飲食店舗や北海道ロコファームビレッジ店内仕入先は道内企業が多く、近隣のみならず観光客にも好評いただいております
地域及び道内の商業者のテナント入居促進	複数の道内商業者テナントにご入居いただいております	通年	同上
道産品の積極的な販売、PR、需要拡大に向けた情報提供	地産地消をテーマにした道産品販売のテナントにご入居いただき、常時道産品を販売しております	通年	北海道ロコファームビレッジ店内で多く取引いただいております
地域及び道内からの雇用の推進	地域及び道内からの雇用・採用を行っております	通年	※ご出店いただいている店舗スタッフの多くが近隣および道内在住者です
緊急時の物資の提供 大規模災害発生時の 帰宅困難者の受け入れ		適時	社内規程に基づき大規模災害時に対応可能な準備をしております
リサイクル対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ分別の実施 ・各種リサイクルBOXの設置 	通年	
エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・空調温度の適切な管理 ・クールビズ・ウォームビズの実施 ・LED、省エネ設備の導入 	通年	共用部照明LED化、風力発電設備、電気自動車充電スタンドを導入しています
市町村等が進める交通対策への協力	所轄警察署の交通対策やキャンペーンなどに協力をします	適時	管轄である厚別警察署との連携・相談、NEXCOとの連携、輪厚スマートインターの利用促進など
地域における魅力ある景観形成への配慮	景観条例を遵守し街並み景観の形成に配慮します	通年	

きたひろしま都市型 観光協議会への参加	にぎわいと魅力あるまち北 広島を目指して、新たな観光 施策を展開することで効果 を生みだし、地域活性化に結 びつける	適時	行政、市民、民間企業 による有識者協議に参 加しています
隣接商業施設やレジ ャー施設との連携に よる地域活性		適時	隣接するインタービレッジ大 曲との「お隣サキョーキャン ション」、くるるの杜、ダ イステイスキーリゾート、北広島 クラッセホテル、ANAオーブソコル 開催時の輪厚コースとの 連携などを行っており 、今後も力を入れてま いります

3. 地域貢献活動の担当者

所属名	三井不動産商業マネジメント株式会社 三井アウトレットパーク札幌北広島オペレーションセンター
職・氏名	所長 中村 哲
電話番号等	011-377-3257

<担当者連絡先>

所属名	三井不動産株式会社 北海道支店
職・氏名	管林 浩二
電話番号	011-231-2481
電子メールアドレス	k-kanbayashi@mitsuifudosan.co.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。